

サービス利用契約書

富山県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」という。）が提供するサービス（以下「本サービス」という。）を乙が甲に提供することについて、以下の契約要綱および契約条項の通り契約を締結する。

契 約 要 綱

1 サービス内容

以下の製品にかかるサブスクリプション契約とし、別紙仕様を満たすこと。

製品名	型番	数量	年間利用料金 (単位:円)	5年間利用料金 (単位:円)
M365 E3 Unified Existing Customer Sub Gov Per User	AAD-33203	5,100		
Power Apps Premium Sub Per User	SEJ-00002	25		
Power Automate Premium Sub Per User	1O4-00001	25		
Power BI Pro Sub Gov Per User	NK4-00001	25		
Defender Endpoint P2 SU Defender Endpoint P1 Per User	QLS-00007	4,600		
Defender Suite Sub Gov Per User	PEJ-00001	500		
M365 Copilot Sub Add-on	83I-00001	100		

2 サービス利用料金 金 円
(内消費税および地方消費税の額：金 円)

3 本サービスの利用期間 自 令和8年7月1日
至 令和13年6月30日

4 本契約の有効期間 自 契約締結日
至 令和13年6月30日

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合には、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年5月 日

甲 : 富山県富山市新総曲輪1-7
富山県知事 新田 八朗

乙 :

契 約 条 項

第1条（目的）

この契約条項（以下「本条項」という。）は、乙がマイクロソフト社が提供する本サービスを甲に提供する際の条件について定める。

2 本サービスの内容は、別途、甲とマイクロソフト社が締結する「マイクロソフト顧客契約」（以下「顧客契約」という。）に定めるものとする。

第2条（契約の成立）

本契約の成立は、次の各号に定めるいずれも実施された時点で成立とする。

- (1) 甲が乙を介して本サービスの申込書（以下「申込書」という。）をマイクロソフト社に交付し、その登録完了又は開通通知が甲に到達したとき。
- (2) 甲および乙が本契約を締結したとき。

第3条（申込者情報の変更）

甲は、本サービス契約書に記載した内容に変更が生じた場合、直ちに書面により当該変更内容について乙を通じマイクロソフト社に通知するものとする。

第4条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約要綱4に記載の通りとする。

- 2 本契約期間中、両当事者は、第9条および第13条に規定する場合を除き、一方的に本契約を解約することはできないものとする。
- 3 前項のほか、本契約が終了した後も、本契約において契約終了後の取扱いが明示的に定められているもの以外に、第10条および第12条の規定は有効に存続するものとする。

第5条（サービス利用料金）

甲は、本サービスの利用の対価として、契約要綱2に定めるサービス料金（以下「サービス料金」という。）を乙に支払うものとし、その年度別の支払額は次のとおりとする。

令和8年度	年額	金	円	
		(内消費税および地方消費税の額)	金	円)
令和9年度	年額	金	円	
		(内消費税および地方消費税の額)	金	円)
令和10年度	年額	金	円	
		(内消費税および地方消費税の額)	金	円)
令和11年度	年額	金	円	
		(内消費税および地方消費税の額)	金	円)
令和12年度	年額	金	円	
		(内消費税および地方消費税の額)	金	円)

第6条（支払方法）

サービス利用料金については、年払いとし、乙の請求により甲が適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払い、又は還付するものとする。

2 甲は、前項の期限までに代金を支払わないときは期限到来の日の翌日から納付する日までの日

数に応じ、納付すべき金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

第 7 条（免責条項および損害賠償責任）

本契約の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項にかかわらず、甲および乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、通信回線あるいは保管中の事故又は通信障害、システムの障害等の発生、通信回線会社の債務不履行、自己の責に帰さないインターネットの不具合、その他自己の合理的な支配の範囲を超える事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については責任を負わないものとする。

第 8 条（秘密保持）

甲および乙（以下「受領当事者」という。）は本契約の履行に関連して知り得た相手方（以下「開示当事者」という。）から機密情報として開示された技術上また営業上の情報を、厳に秘密として保持しなければならない。開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者（本契約の目的のために秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員、並びに法令上秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を除く。）に開示し、又は使用させてはならない。受領当事者は、当該目的の遂行のために秘密情報を伝達する自己の役員および従業員に対し、本条の秘密保持義務を遵守させる。

- 2 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用してはならない。
- 3 前二項の義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - （1）開示時点で公知の事実又は開示後に当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実。
 - （2）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した事実。
 - （3）開示の時点で既に保有していた事実。
 - （4）相手方の秘密情報によらず、受領者が独自に開発した情報。
- 4 前各項にかかわらず、受領当事者は、法令もしくは金融商品取引所の規則又は裁判所もしくは行政機関の判決、決定、命令、要請等により開示を要求された場合、合理的に必要最小限の範囲で開示当事者の秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示当事者に対し、開示前にその事実を通知するよう、合理的に努力する。
- 5 受領当事者は、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、並びにこれらの複製・複写物、改変物を、他の資料および物品等と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。受領当事者は、本契約が終了した場合又は開示当事者から書面による要求を受けた場合、本契約の終了日又は当該要求受領後速やかに、有形な秘密情報（開示当事者が対象範囲を限定した場合はその範囲の情報に限る。）を開示当事者に返還するか又は開示当事者の提示するところに従い廃棄等の措置をとるものとする。
- 6 本条の定めは、本契約が終了した場合でも、終了後 2 年間は有効に存続する

第 9 条（契約の解除）

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができ

る。

- (1) 受注者が納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、又は発注者が認めるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (6) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - ウ 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。
- 3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第10条（個人情報）

乙は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本サービスの提供を乙およびマイクロソフト社に委託する上で、甲の有する個人情報の利

用を乙およびマイクロソフト社に許可するものとする。その場合、甲は当該個人情報を特定し、個人情報である旨を書面で乙およびマイクロソフト社に明示するものとする。

3 前項の場合、甲および乙はあらかじめ協議の上、当該個人情報の受渡方法、受渡手順、責任範囲、取扱手順、取扱方法、管理方法、管理体制その他提供等に必要な条件を決定し、これを明記した書面を作成するものとする。

4 乙は、甲から個人情報の取扱いの委託を受ける場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、マイクロソフト社を除き、当該個人情報を第三者に委託してはならない。

第 11 条（再委託の禁止）

乙は、委託業務の全部若しくは一部をマイクロソフト社（マイクロソフト社が本サービスの一部を委託している第三者を含む。）を除く第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

第 12 条（債権譲渡の禁止）

乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し又は、担保に供することができないものとする。書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

第 13 条（予算の減額又は削除に伴う解除）

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であり、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年富山県条例第 108 号）第 2 号に該当するため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、県の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

第 14 条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙別途協議のうえこれを決定する。

第 15 条（裁判管轄）

前条の協議によってもなお本契約に係わる紛争が解決できない場合、甲および乙は、富山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として、当該紛争を解決することに合意する。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。